

Ⅰ．「テーマ1 社外委託業務の管理状況について」

3 発電所で発注している委託業務のうち、廃棄物処理設備(RW設備) 運転業務、水質分析及び放射能測定業務、管理区域区画内区分業務等の委託業務に関し、委託先の業務遂行状況、当社の管理状況等について確認を行った。

すなわち、当社のマネジメントシステムの中で、委託した業務プロセスが明確になっていること及びその管理が適切かつ効果的に実施されていることを目的とした。

○いずれの発電所も、委託（アウトソース）した業務は、委託先にて概ね適切に遂行されていることを確認した。

○今回の監査の範囲において、特に保安規定の制約を受けるものにあっては、問題となる業務実態が無いことを確認した。

○委託化が進む中での当社の技術力維持という観点では、委託が恒常化することで、データ評価や判断を下す際などに今後の不安はあるが、現状能力維持への取組みがされていることが確認できた。

○一方、火災発生時等に運転管理員がRW中央操作室に不在の際の運用が当社制定のマニュアルの記載と異なっていた事例や、管理区域内区画区分作業において、当社による作業完了の現場確認が完成の都度されていなかった事例、制御棒駆動機構（CRD）部品劣化調査の調査報告内容について、当社としての評価検証が実施されていなかった事例、水質分析及び放射能測定業務委託において、線量低減対策の立案を要求し、提言された対策に対しての処置方針を明確にしていなかった事例等、是正、改善を実施することが望ましい点も見受けられた。

Ⅱ．「テーマ2 不祥事に関する再発防止対策の推進状況について」

平成14年8月～15年9月に発生した一連の当社不適合の再発防止対策について、現時点での推進状況を総括的に確認した。

なお、対象とした再発防止対策は、各最終報告書等をもとに、発電所が取り組むべき項目を選別し、事前に各発電所からその実施状況について回答を求め、サンプリングによりその実態を調査した。

○社外へ公表し約束された再発防止対策は、全ての項目が洩れなく着手・実行されており、不履行はなかった。

○発電所ごとに取り組む方に特徴があり、現場作業の課題の発掘や解決に力を入れたり、協力企業とのコミュニケーションの改善に注力するなど活動内容もさまざまであった。

○個別の業務内容見直し等を中心とした再発防止対策については、ルールの見直しのみならず、定着状況の確認（アセスメント）を行い、PDCAをしっかりと回していることが確認された。

○各発電所における活動には、ベストプラクティスと言えるような良好事例もあった一方で、活動自体が目的化している点について、本来の再発防止対策（約束事項）の目的・ねらいに照らした評価（C）・見直し（A）を実施することが、今後、課題であると思われる。

Ⅲ．「テーマ3 主要業務の文書及び記録管理の状況について」

監査前に不適合報告書を調査し、文書・記録の管理に起因した「机上にとどまらない不適合」の発生事例を調査した結果、下記2点の管理状況を監査対象とした。

1. 保守作業に係わる文書、記録の管理
設備図書のうち特に重要な図書の改訂管理の実態を、「配管計装線図(P&ID)」・「電気制御展開接続図(ECWD)」等の図面の種類及びメーカー・構内企業等、工事実施企業の違いにも着目して、各発電所とも数件名の工事を抜き出して確認した。

○「配管計装線図（P&ID）」は、各発電所とも当社が原図を改訂管理しており、他社に依存しない仕組みが構築され、的確に実施されていたのに対し、メーカーの設計ノウハウを含むと考えられる「電気制御展開接続図（ECWD）」は、発電所によって改訂管理におけるメーカーへの依存度が異なっていた。
○各発電所とも、設備図書の管理業務を委託しているが、メーカーから提出される図書の受付や送付、配付等に関して、図書管理業務委託先への依存度が高く、当社の管理が不十分と思われる事例が確認された。

2. 発電プラント運転に係わる文書・記録の管理
運転操作手順書類の改訂管理の実態を、文書発行前の作成・審査・承認及び周知の実施状況を中心に、数例の改訂例を基に確認した。

○今回確認した事例では、JEAC4111-2003*の文書・記録管理の要求事項に適合するよう包括的に実施されていた。特に文書の改訂版の識別について、的確に実施されていることが確認された。
※「原子力発電所における安全のための品質保証規程(原子力規格委員会編集、日本電気協会発行)」

Ⅳ．「テーマ4 不適合事象の社外への情報提供及び公表の状況について」

昨年11月に導入された新しい不適合事象の公表方法に関し、公表基準や取扱ルールが整備され適切に運用されることで、社外の期待に応えるものになっているか以下の点について確認した。

○公表基準や取扱ルールは、本店発信文書もしくはそれを包含した発電所作成文書等に基づき、運用されており、サンプリングによる公表状況の確認においても、概ね適切に実施されていた。
また、社外で重要な会議等が控えている際の対応等について、発電所長を中心に臨機応変に対応する等、社外の認識・期待に応える情報公開の実施の観点から、望ましい取り組みがなされていることも確認された。
なお、今後の定着化に向けて、広報部の体制等について発電所で規定した文書がない等、改善検討を行うことが望ましい点も見受けられた。

○「発生した不適合をすみやかに公表する」旨の公表基準の趣旨に鑑み、不適合管理プロセスについて、発見から委員会審議まで日数を要しているものを対象に、その要因と改善の検討実施状況を確認した。
各発電所とも、すみやかな公表の観点から、不適合管理委員会にて、長期間未報告の件名について報告依頼を行う等、期間短縮に努めているところであるが、不適合管理委員会が所要日数の分析評価を実施し、それに基づき改善の検討や実施に取り組み成果を上げた発電所もあるため、他発電所も更なる効率的な改善の実施の観点から、同様の取り組みが望まれる。